

福利厚生は人と企業の未来を支えます。



引受保険会社
日本生命保険相互会社
本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021 (ニッセイコールセンター)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。 (©日本24-4837,24/12/23,商品開発G) (No.0153)

24.12



日本生命保険相互会社

ニッセイ 福利厚生プランの概要

企業にとって、有能な人材の確保と定着のために福利厚生制度の充実は非常に重要です。福利厚生制度を整備することは、役員・従業員の皆様を取り巻く様々なリスクや不安をカバーし、一人ひとりの生活を守ることに繋がります。ニッセイ福利厚生プランは、万一のときや退職金の財源確保に適した保険プランです。また、入院等への備えを充実させることもできます。

福利厚生制度について

万一のときの備え

役員・従業員が死亡した場合に、**遺族に対して弔慰金を支給する**ために資金を準備しておく必要があります。

退職金の財源確保への備え

退職に伴い、**役員・従業員に対して退職金を支給する**ために資金を準備しておく必要があります。

【上記2つの備えにご活用いただける商品例】



養老保険

一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる商品です。

入院等への備え

役員・従業員が入院した場合や手術を受けた場合に、**経済的支援があると安心です。**

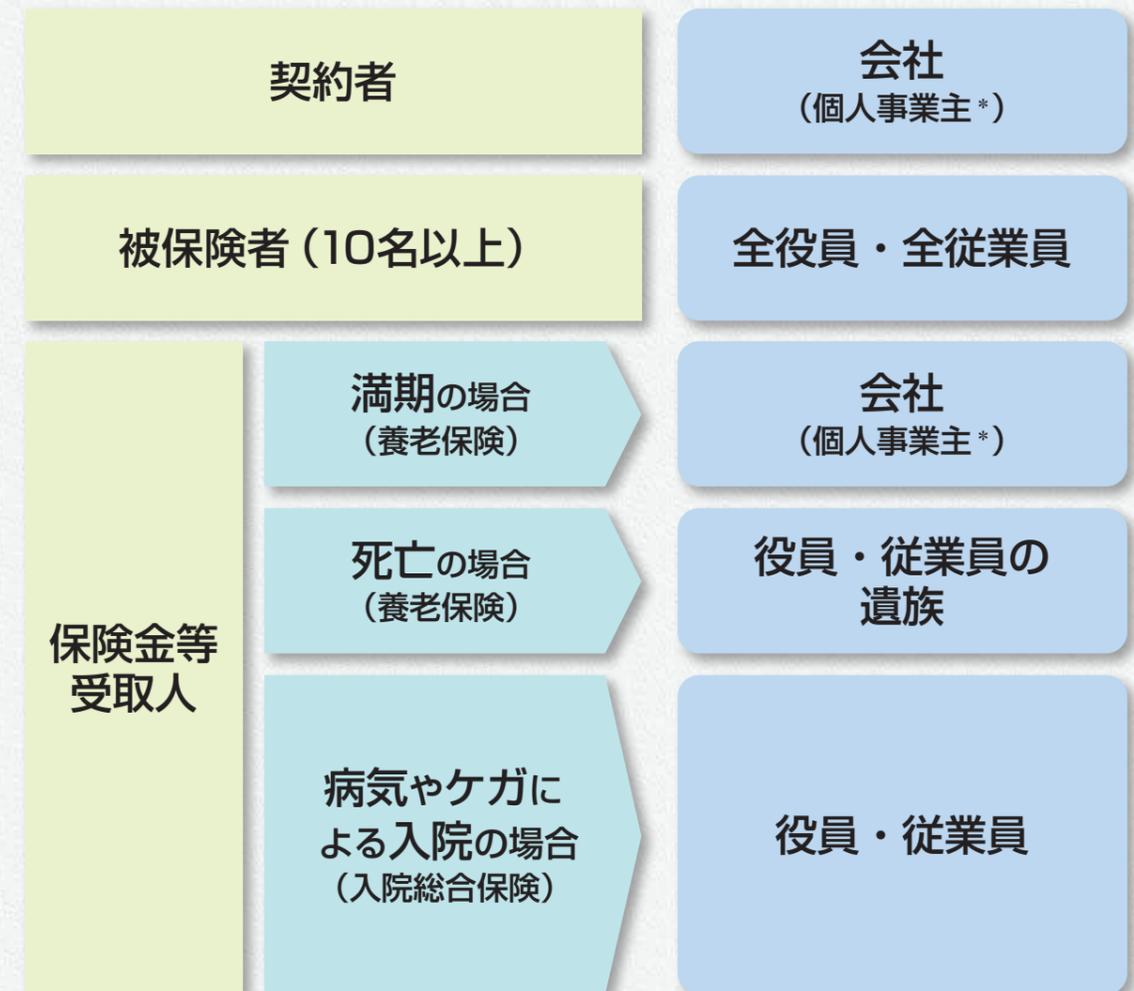
【上記の備えにご活用いただける商品例】



所定の入院・手術等に備える商品です。

税務の取扱いについて詳しくは「税務の取扱いに関するご留意点(P10)」を必ずご確認ください。ご提案プランのお支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点(P9~10)」を必ずご確認ください。

契約形態



○ 上記の契約形態の場合、養老保険の保険料の1/2と入院総合保険(有期)の保険料の全額を損金算入できます。

* 個人事業主の方が当制度を利用される場合は、養老保険の保険料の1/2と入院総合保険(有期)の保険料の全額を「必要経費」としてください。ただし、個人事業主本人および家族従業員を被保険者とする契約の保険料については、事業上のものとみなされませんので、必要経費とすることができません。



- ・お払込みいただく保険料の経理処理等について詳しくは、「ニッセイ福利厚生プランの経理処理と税務上の取扱い(P7~8)」をご覧ください。
- ・損金算入条件について詳しくは、「ニッセイ福利厚生プラン活用上のご留意点(P5~6)」をご覧ください。
- ・詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ビラ」をご覧ください。

養老保険

- 満期を迎えられた場合、
会社が**満期保険金**をお受取りいただけます。

○ 役員・従業員の計画的な退職金財源等の資金準備に適しています。

- 被保険者が死亡された場合、
死亡保険金が被保険者の遺族に支払われます。

○ 業務内・業務外を問わず、死亡保障をご準備いただけますので、弔慰金の資金準備に適しています。

- 一時的に資金が必要となったとき、
解約払戻金額の所定の範囲内で「契約貸付制度」
を利用することができます。

○ 例えば売上の減少等により、一時的に現金を確保したい場合に役立てることができます。

- 養老保険の保険料の1/2を、損金算入できます。

○ 役員・従業員への「福利厚生費」として、養老保険の保険料の1/2を損金算入できます。



- ・お申込みいただく保険料の経理処理等について詳しくは、「ニッセイ福利厚生プランの経理処理と税務上の取扱い(P 7~8)」をご覧ください。
- ・損金算入条件について詳しくは、「ニッセイ福利厚生プラン活用上のご留意点(P 5~6)」をご覧ください。
- ・詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ビラ」をご覧ください。

入院総合保険

- 所定の入院をされた場合、
日帰り入院から入院給付金を一時金でお支払いします。
所定の**外来手術**をされた場合、
外来手術給付金をお支払いします。
また、所定の**先進医療**による療養を受けられた場合、
先進医療給付金をお支払いします(先進医療給付あり型を選択した場合)。

○ 予期せぬ病気やケガによる入院・手術にかかる治療費に備えることができます。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料等を参考にして判断します。例えば、外来で病院のベッドを使用して透析・点滴・手術をおこなった場合や、単なる休養等が目的の場合は日帰り入院とはみなされません。

※所定の感染症に対する保障については、責任開始の日から14日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に発病した所定の感染症から保障を開始します。

※入院1日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日翌日から60日以内に再入院した場合、その入院原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。そのため、再入院時は入院給付金をお支払いできないことがあります。

- 入院総合保険(有期)部分の保険料は「医療保険料」として
全額損金算入でき、また、被保険者ご本人がお受取りになる
入院給付金等については所得税法上非課税となります。

下記①~④を全て満たす場合、「福利厚生費」として養老保険の保険料の1/2を損金算入してください。(満たさない場合は、保険料の1/2が給与となります。)

① 契約形態が以下のとおりになっていること



② 全役員・全従業員を対象としていること*2

③ 保険金額等に格差がある場合、それが合理的に決定されていること*3

④ 役員・従業員の大部分が同族関係者ではないこと*4

- *1 個人事業主の方が当制度を利用される場合は、養老保険の保険料の1/2と入院総合保険（有期）の保険料の全額を「必要経費」としてください。ただし、個人事業主本人および家族従業員を被保険者とする契約の保険料については、事業上のものとみなされませんので、必要経費とすることができません。
- *2 原則として全役員・全従業員を対象とする必要がありますが、職種・年齢・勤続年数等の基準によって加入対象者を決定した場合、それが合理的であるならば、従業員の福利厚生目的であると認められる場合もあります。
- *3 個々の役員・従業員の保険金額等に格差がある場合、それは職種・年齢・勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
- *4 同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合には、1/2損金部分は、同族関係者に対する給与として取扱われることとなります。

※詳細やご不明な点につきましては、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご相談ください。

こんな場合 Q&A

Q1 従業員全員を被保険者として福利厚生プランに加入したいのですが、契約締結後に新規採用する従業員の取扱いや福利厚生プランを継続していく際に注意すべきこと等を教えてください。

A1 契約締結後に新規採用した従業員の加入手続きや退職従業員の解約手続きが行われていない場合は、この契約の目的が従業員の福利厚生ではないとみなされる可能性があります。また、短期での解約の場合も、過去に遡り損金算入を否認される可能性があります。ご契約は、福利厚生制度として適切であるように常に見直しを行い、長期にわたりご契約を継続されることが前提となります。また、従業員の福利厚生が目的である以上、生命保険の加入規程（福利厚生保険規程）を設ける等全従業員に制度趣旨を周知徹底することも必要です。

Q2 福利厚生プランの加入対象者を係長以上といった役職にて決定したいのですが、全員加入としなくても良いですか？

A2 原則として全役員・全従業員を対象とする必要がありますが、職種・年齢・勤続年数等の基準によって加入対象者を決定した場合、それが合理的であるならば、従業員の福利厚生目的であると認められる場合もあります。しかし、加入対象者が一定以上の役職という基準で決定された場合、合理的基準とは言えません。役職の任命は業務運営上の必要に応じて行われるものとされており、必ずしもすべての従業員が係長以上になれるとは限らないことから全従業員にその恩恵に浴する機会が与えられているとは言えず、福利厚生目的とは認められない、ということになります。

Q3 保険金額等を設定する際の注意点について教えてください。

A3 福利厚生プランはその保険金額等が過大である場合、従業員の福利厚生目的であると認められないことも考えられます。保険金額等が過大であるかどうかは会社の特殊性・個別事情を勘案のうえ、社会常識の範囲内にあてはまる必要があります。

Q4 当プランの場合、死亡保険金が役員・従業員の遺族に直接支払われますが、死亡保険金の支払いの際に会社が行う手続きについて教えてください。

A4 死亡保険金支払いの際、保険金請求手続きについては貴社が手続きを行う必要はありません。遺族が直接保険金請求を行いますので、貴社から遺族に契約内容をお知らせください。

福利厚生プランの経理処理と税務上の取扱い

税務の取扱いについて詳しくは「税務の取扱いに関するご留意点(P10)」を必ずご確認ください。ご提案プランのお支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点(P9~10)」を必ずご確認ください。

1 保険料

全期払の場合（月払、年払）

貴社がお払込みになった保険料のうち、養老保険の保険料の1/2は「保険料積立金」として資産に計上し、残りの1/2は「福利厚生費」として損金に算入してください。入院総合保険に加入される場合、入院総合保険の保険料は「医療保険料」として損金に算入してください。

〈例〉月払保険料として養老保険の保険料240,000円、入院総合保険の保険料60,000円の合計300,000円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 120,000円 福利厚生費 120,000円 医療保険料 60,000円	当座預金 300,000円

2 配当金

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対する利息とあわせて「雑収入」として益金に算入してください。

〈例〉当期の配当金38,000円を新たに積立て、前期までの積立配当金に対する利息3,280円も合わせて積立てる旨の通知を受けた。

借方	貸方
配当金積立金 41,280円	雑収入 41,280円

積立てた配当金を引出した場合には、「配当金積立金」からその額を取崩してください。

〈例〉積立配当金100,000円を引出した。

借方	貸方
当座預金 100,000円	配当金積立金 100,000円

3 満期保険金

満期保険金を受取った場合、「保険料積立金」および「配当金積立金」の資産計上額を取崩し、受取った保険金との差額は「雑収入」として益金に算入してください。

〈例〉満期保険金3,040万円を受取った。保険料積立金、配当金積立金の資産計上額は各々1,450万円、35万円であった。

借方	貸方
当座預金 30,400,000円	保険料積立金 14,500,000円 配当金積立金 350,000円 雑収入 15,550,000円

4 退職金支払時

受取った満期保険金を従業員（含役員）に退職金として支払った場合、支払った金額は「退職金」として損金算入できます。ただし、役員退職金については損金算入に限度がありますのでご注意ください。

〈例〉退職金として1,000万円を支払った。

借方	貸方
退職金 10,000,000円	当座預金 ××××円 預り金* ××××円

なお、退職所得に対する所得税は源泉徴収することになっていきますので、退職金から差引き徴収する必要があります。（*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。）

5 死亡保険金

死亡保険金は役員・従業員の遺族に直接支払われますので、「保険料積立金」および「配当金積立金」の資産計上額を取崩し、同額を「雑損失」として損金に算入してください。

〈例〉被保険者が死亡し保険金を遺族が直接受取った。保険料積立金と配当金積立金の資産計上額は、各々500万円、20万円であった。

借方	貸方
雑損失 5,200,000円	保険料積立金 5,000,000円 配当金積立金 200,000円

6 給付金

入院総合保険により支払われる給付金は直接被保険者である役員・従業員に支払われますので、会社の経理処理は不要です。

7 解約払戻金

解約払戻金を受取った場合、「保険料積立金」および「配当金積立金」の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額は「雑収入（雑損失）」として益金（損金）に算入してください。

〈例〉保険料積立金300万円、配当金積立金20万円を資産計上してある契約を解約し、解約払戻金630万円を受取った。

借方	貸方
当座預金 6,300,000円	保険料積立金 3,000,000円 配当金積立金 200,000円 雑収入 3,100,000円

■ 事業保険扱とは

事業保障あるいは福利厚生といった目的で、会社（団体）を契約者、会社（団体）の役員・従業員の方々を被保険者とした生命保険についてその契約の管理業務や保険料収納業務の一部を会社（団体）に代行いただく制度です。

「福利厚生保険規程」作成例

企業内において、弔慰金・見舞金規定等を設ける場合に、弔慰金・見舞金の財源確保を目的として保険契約を締結するときに、追加作成する規程の参考例です。

※保険契約の保障内容の変更等により、修正が必要となる場合があります。
※個別の諸規程の作成にあたっては、企業様の状況にあわせ、専門家にご確認ください。

当社は、弔慰金・見舞金の財源確保を目的として、次の条項により当社が契約者となり、役員および従業員を被保険者、死亡保険金の受取人は役員および従業員の遺族（給付金等の受取人は役員および従業員）、満期保険金の受取人は当社とする保険契約を日本生命保険相互会社と締結する。

第1条

対象者（加入資格）

保険契約に加入する対象は、当社に勤務する役員および当社に○年以上在職の従業員全員とする。（注1）ただし、被保険者となるものが生命保険会社の契約取扱基準に該当しない場合は、そのものを保険契約の加入対象から除外する。（注2）

第2条

保険金額

加入する保険契約の保険金額は一律○○○○円とする（または勤続○年以上 万円 △年以上 万円とする）。（注3）被保険者が死亡した場合、保険契約に基づき支払われる死亡保険金は保険契約上指定された死亡保険金受取人である、当該被保険者の遺族が死亡弔慰金の全部または一部として受領する。

第3条

給付金等（医療関係の保険契約を組み合わせている場合）

被保険者が災害や疾病によって入院等した場合、医療関係の保険契約に基づき支払われる給付金等は、給付金等の受取人である役員および従業員が見舞金の全部または一部として受領する。

注1. 被保険者の決定については勤続○年以上、○歳以上のように、合理的基準により大多数の者が加入することが必要です。

注2. 被保険者となる方が生命保険会社の契約取扱基準に合致せず、生命保険会社においてこの方を被保険者とする保険契約を引き受けることができない場合であっても、その後、その方が亡くなられたとき、勤務先は個別に弔慰金等の支払義務を負うと考えられることにご留意ください。

注3. 保険金額の決定は全員一律または、職種・年齢・勤続年数等に応じた合理的基準により普遍的に設けられた金額格差であることが必要です。

第4条

退職時の取扱い

役員または従業員が退職した場合には、原則として当該保険契約を解約する。ただし被保険者である役員または従業員から契約者変更により継続したい旨の申出があったときは、当該被保険者に契約者を変更のうえ、当該保険契約に係わる権利の評価額を退職金の全部または一部として取扱うことができる。

第5条

追加加入

当規程制定後の採用者については、満○年を経過したときに保険契約に加入するものとする。

第6条

実施日

本規程は○○ 年 月 日から実施する。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細、および主な保険用語の説明等については、「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

■保険金・給付金等のお支払いについて

- お支払事由等は次のとおりです。
- 死亡保険金を除く保険金・給付金等のお支払いにあたっては、原因となる傷害や疾病等が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
養老保険	保険期間満了時に生存されていたとき または死亡されたとき	満期保険金 死亡保険金	保険金額 保険金額
入院総合保険	所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき	入院給付金	入院給付金額
	入院を伴わない所定の手術を受けられたとき	外来手術給付金	入院給付金額×10%
	公的医療保険制度の対象となる所定の手術等と同制度に定める先進医療	先進医療給付金 先進医療サポート給付金	先進医療にかかる技術料と同額 20万円（技術料と同額が上限）

■入院総合保険について

- 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料等を参考にして判断します。
- 責任開始日から14日以内に発病した所定の感染症はお支払対象となりません。対象の感染症（「14日不担保対象感染症」）は当社ホームページをご参照ください。
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・外来手術は、責任開始日から1年経過後の入院・外来手術についてお支払いします。
- 所定の入院であっても、免責事由に該当する入院または不担保期間に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因とする入院の日数は入院日数の算定対象には含みません。
- 入院給付金の支払限度は100回です。
- 外来手術給付金の支払限度は30回です。
- 先進医療給付金の支払限度は、その支払金額を通算して2,000万円となります。
- 入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のいずれも支払限度に達したときは、入院総合保険は消滅します。
- 入院1日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日翌日から60日以内に再入院した場合、その入院原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。そのため、再入院時は入院給付金をお支払いできないことがあります。

■リビング・ニーズ特約について

- 余命6カ月以内と判断されるとき、養老保険の死亡保険金額の範囲内、かつ一時金最高3,000万円以内の金額から6カ月分の利息（所定の利率により計算します。）と保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 保険期間満了前1年以内の養老保険の死亡保険金額は、特約保険金としてお支払いできません。

■解約払戻金について

- 入院総合保険には解約払戻金がありません。ただし、保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合には、解約払戻金があります。（入院給付金額と同額）

■高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらなる割引の優遇を受けられます。
- 保険金のお支払いや保障内容の見直し等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

■事業保険扱について

- 当資料に記載の事業保険扱の仕組みは、概要を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、お客様の取扱担当者にお申し出ください。

■配当について

- 配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

■税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2024年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務の取扱い等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- 経理処理の詳細については「日本生命 保険税務のしおり」等をご参照ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ビラ」をご覧ください。

【当資料に記載の保険商品における「先進医療」について】

※支払対象となる先進医療は、療養・手術等を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。
※厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。療養・手術等を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。

その他の保険種類をご覧になる場合は「日本生命の保険種類のご案内」をご確認ください。

「日本生命の保険種類のご案内」は、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口（ニッセイ・ライフプラザ）にご請求ください。